

議案第 55 号

橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 234 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第 2 条 包括支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 位置 橋本市東家一丁目 3 番 <u>1 号</u>	(名称及び位置) 第 2 条 包括支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 位置 橋本市東家一丁目 3 番 <u>8 号</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 25 年 1 月 4 日から適用する。